

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)…二

告示

●東京都告示第二十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 令和六年一月二十五日 午前十時
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 有限会社東信商事不動産社
- (二) 代表者氏名 取締役 金崎 好修
- (三) 主たる事務所の所在地 荒川区東日暮里三丁目四十番十五号
- (四) 免許証番号 東京都知事(3)第二八六〇四号
- (五) 免許年月日 平成三十一年一月十日

- 一 日時 令和六年一月三十日 午前十時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社高木商事
- (二) 代表者氏名 代表取締役 宮原 英示
- (三) 主たる事務所の所在地 目黒区上目黒三丁目三番四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(7)第四八八号
- (五) 免許年月日 令和五年五月二十日

- 一 日時 令和六年一月三十日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社リアル・ミンクス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 瀧澤 宏武
- (三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿七丁目五番六号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四〇〇二号
- (五) 免許年月日 令和元年十月四日

●東京都告示第二十八号

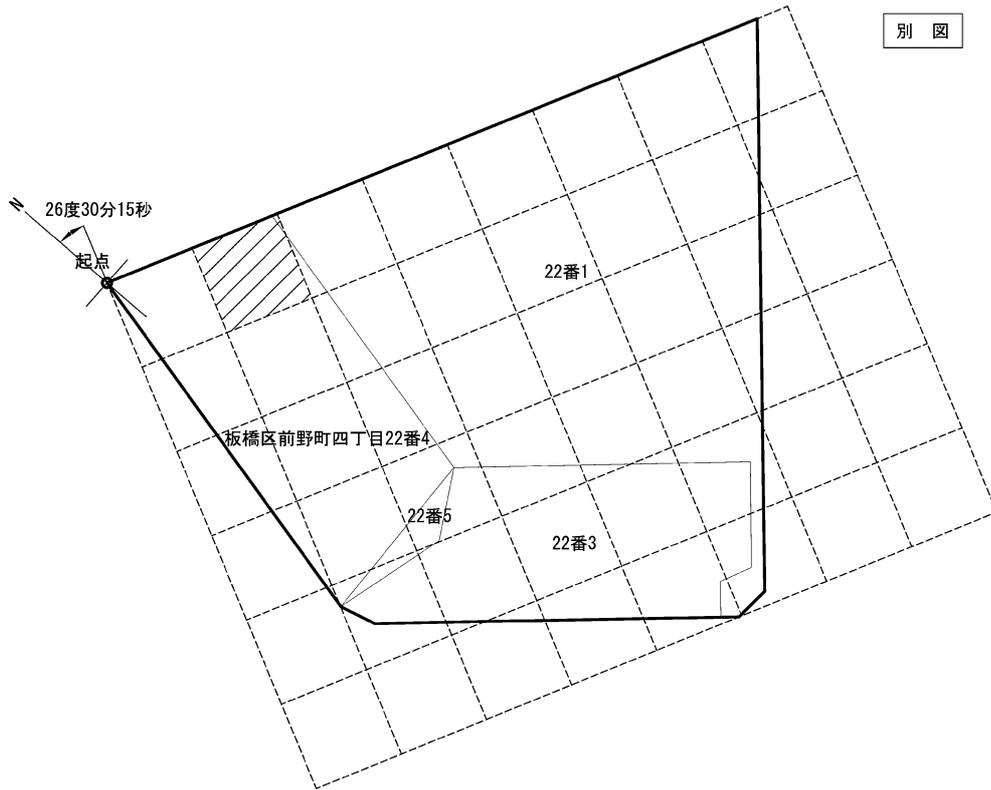
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区前野町四丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



凡例	: 敷地境界
	: 筆境界線
	: 単位区画線
	: 形質変更時要届出区域

<起点>
 起点は、板橋区前野町四丁目22番4の最北端とする。

<格子の回転角度>
 26度30分15秒
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二百二十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

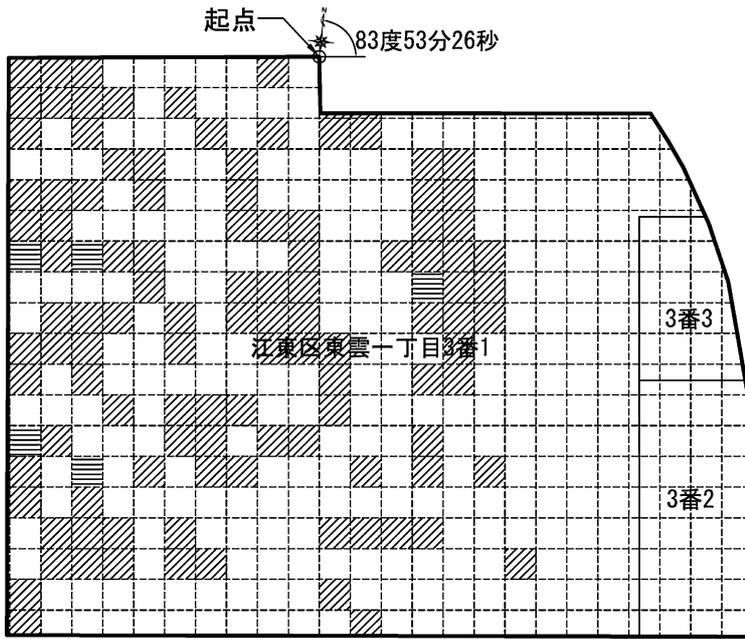
一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区東雲一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第1129号により指定した区域)
(規則第58条第5項第12号に該当する区域)
- 指定を解除する区域

【起点】

起点は、江東区東雲一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度（83度53分26秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第九百七十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

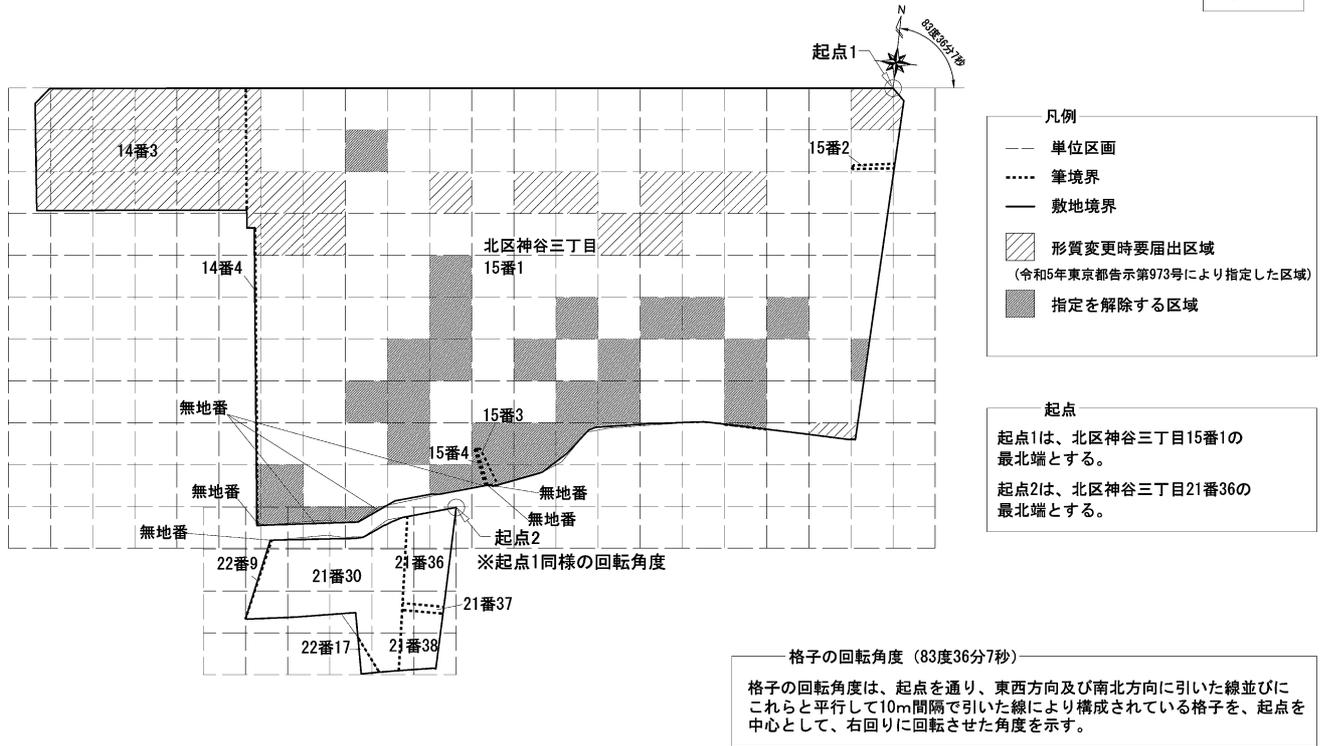
一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区神谷三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

